



# 静岡県立総合病院における 精神科身体合併症病棟の立ち上げについて

静岡県立総合病院 精神診療部長 松本晃明



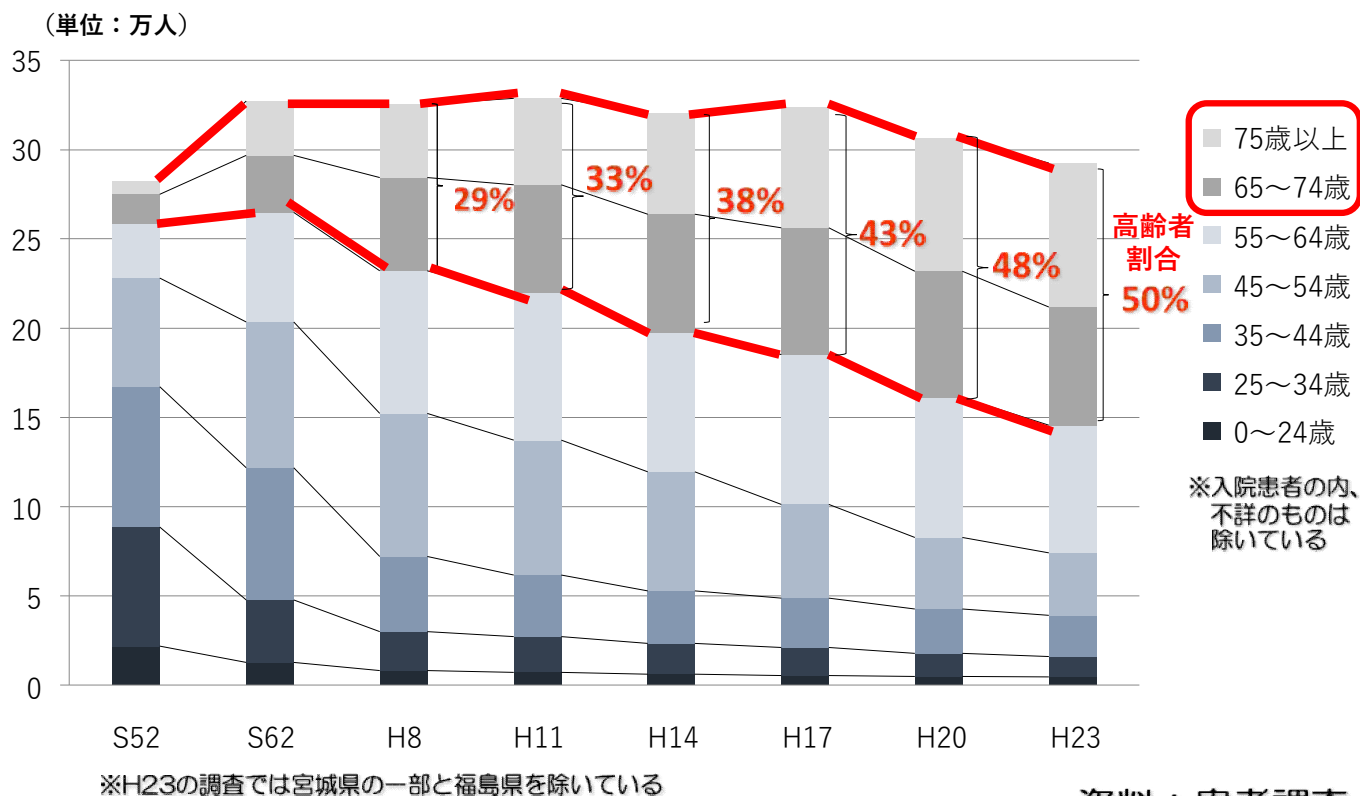
## 県立3病院精神科の役割分担



- ▶ 県立こころの医療センター : 精神科救急医療等
- ▶ 県立こども病院こころの診療科 : 児童精神医療
- ▶ 県立総合病院精神科 : 精神科身体合併症病棟

平成31年4月～精神科医師(常勤)配置  
令和5年4月～精神科病棟設立

# 精神科病院への入院患者の年齢分布



## 精神科身体合併症病棟とは



- ▶ 「精神の病（重度）」のある方に対して、「身体の病」の入院治療を行う  
心筋梗塞、重症肺炎、がん治療・・・
- ▶ 「精神の病」が重度の場合、一般の総合病院での入院治療は困難
- ▶ 厚生労働省は「身体疾患と精神疾患の両方を有する方への対応」を重点化：政策医療

# 整備概要



病棟名称 **精神科身体合併症病棟**(政策医療)

開棟 令和5年4月

病棟構造 **閉鎖病棟** (4階D病棟)

入院形態 精神保健福祉法に基づく  
措置入院、医療保護入院、任意入院

病床数 **6床**  
(保護室2床、陰圧室2床、個室2床)

※診療体制 **身体科(内科・外科など)と精神科が協働**で診療

# 主な対象患者



①精神科病院等からの転院

②他の総合病院からの転院

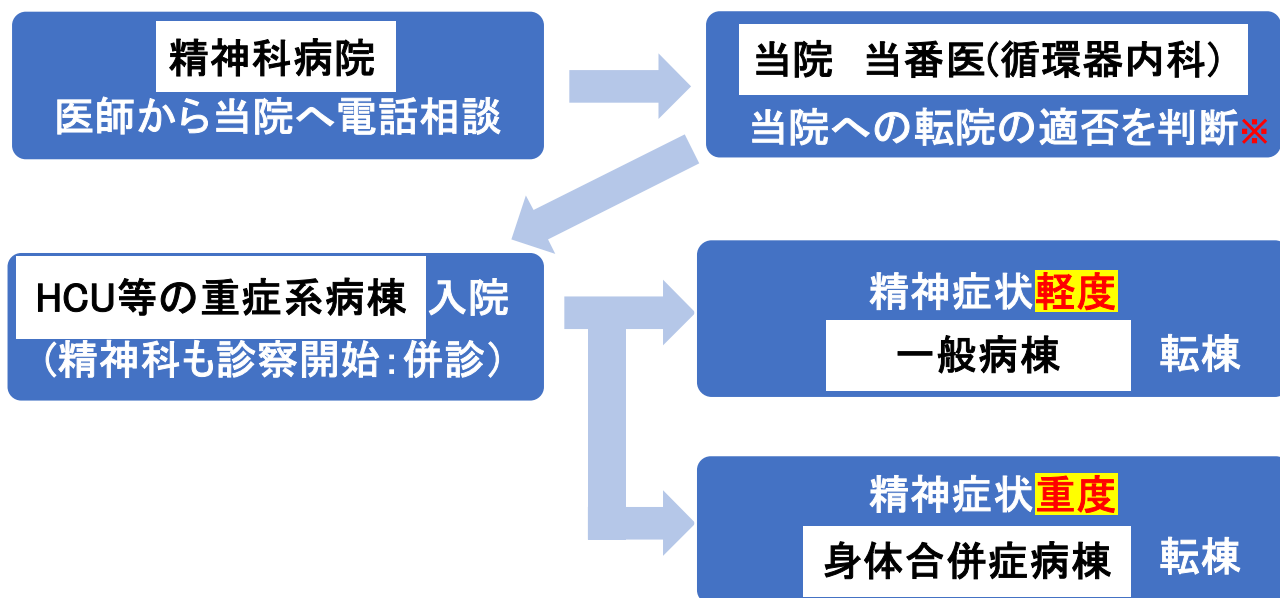
③自殺未遂患者

など

# 入院事例 精神科病院からの転院患者



症例：精神科病院入院中の心筋梗塞(疑)



※ 精神疾患に関連して受入れの判断に迷う場合は、精神科医師に連絡する

7

## 設立の意義・実績・今後の方向性



### 【精神科病棟設立の意義】

- ・「精神の病(重度)」があると、一般の総合病院での身体治療は困難となりがち。
  - ・ 県立総合病院への精神科身体合併症病棟設立(令和5年4月～)により「精神の病(重度)」があっても、あらゆる身体合併症患者に“断らない医療”の提供が可能となった。
- ⇒ 精神障害の有無・重症度にかかわらず、県立総合病院としての高度急性期(身体)医療の提供が可能に。

### 【実績】

- ・ 県立総合病院の入院患者のうち、精神科も診察(内科・外科等と併診)  
年間 450～500名
- ・ そのうち、精神科身体合併症病棟へ入院(令和5年4月～現在)：31名

### 【今後の方向性】

- ・ 精神科身体合併症事業の全県ネットワークの構築